平成２２年（フ）第１６５７号
福岡県大野城市南ケ丘１丁目２番５号　谷川ビル303号
債務者　鈴木　崇悟
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６７５号
福岡県春日市岡本４丁目62番コスモハイツ春日103号
債務者　高塚　壮志
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１６８５号
福岡市東区箱崎１丁目13番10号
債務者　若松　祝満
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７６２号
福岡市東区塩浜１丁目４番２―302号
債務者　岡田　静子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１７６３号
福岡市東区塩浜１丁目４番２―302号
債務者　岡田　貴裕
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１８５５号
福岡市中央区草香江２丁目２番11号
債務者　末吉江利香（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９０５号
福岡市南区井尻５丁目24番28号
債務者　金子　育子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９２６号
福岡市西区周船寺１丁目20番12―201号
債務者　松野　美枝（旧姓高岡）
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９８１号
福岡市早良区脇山２丁目３番26号
債務者　今井　宇道
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９８２号
福岡市早良区脇山２丁目３番26号
債務者　今井スエカ
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第１９９１号
福岡市中央区港１丁目７番38―407号
債務者　中村　和也
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２００５号
福岡市博多区堅粕４丁目10番７―102号
債務者　今泉　博之
1　決定年月日時　平成22年８月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２２年（フ）第２９４号
福岡県久留米市諏訪野町1810番地６
債務者　冨里　祐子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３０５号
福岡県久留米市通町111番地12
債務者　岩永　裕一
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３０６号
福岡県久留米市通町111番地12
債務者　岩永久美子
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第３１２号
福岡県久留米市御井町1978番地11　打越アパート３号
債務者　近藤　　勤
1　決定年月日時　平成22年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　福岡地方裁判所久留米支部

平成２２年（フ）第４００号
鹿児島県西之表市東町127番地２　ブルーマリン東町203号室
債務者　青木　賢司
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２２年（フ）第４３６号
鹿児島県鹿児島市吉野町2658番地８
債務者　加治屋瞳子
1　決定年月日時　平成22年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係